

情報通信法学研究会  
令和4年度AI分科会第2回

# EUのAI規則案の概要

— 欧米のその他の動きや日本への示唆とともに

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業  
弁護士・ニューヨーク州弁護士

大阪大学招へい教授（同大学社会技術共創研究センター）

三部 裕幸



# 【本題の前に】AI規則案の全文和訳のご紹介

- 総務省ウェブページにて掲載

- 総務省からの委託により私が作成したAI規則案の全文和訳が、同省「AIネットワーク社会推進会議」ウェブページで公表されていますので、ご参考になればと思います。
- [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000826706.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000826706.pdf)





1.

---

# AI規則案の目的と リスクベースアプローチ

# AI規則案の目的と特徴

- **目的**（ごく大まかに言えば）
  - AIの**リスク**（健康、安全、基本権などへのリスク）**に対処する**
  - AIの**導入**、AIへの**投資**、AIによる**イノベーション**を**強化**する

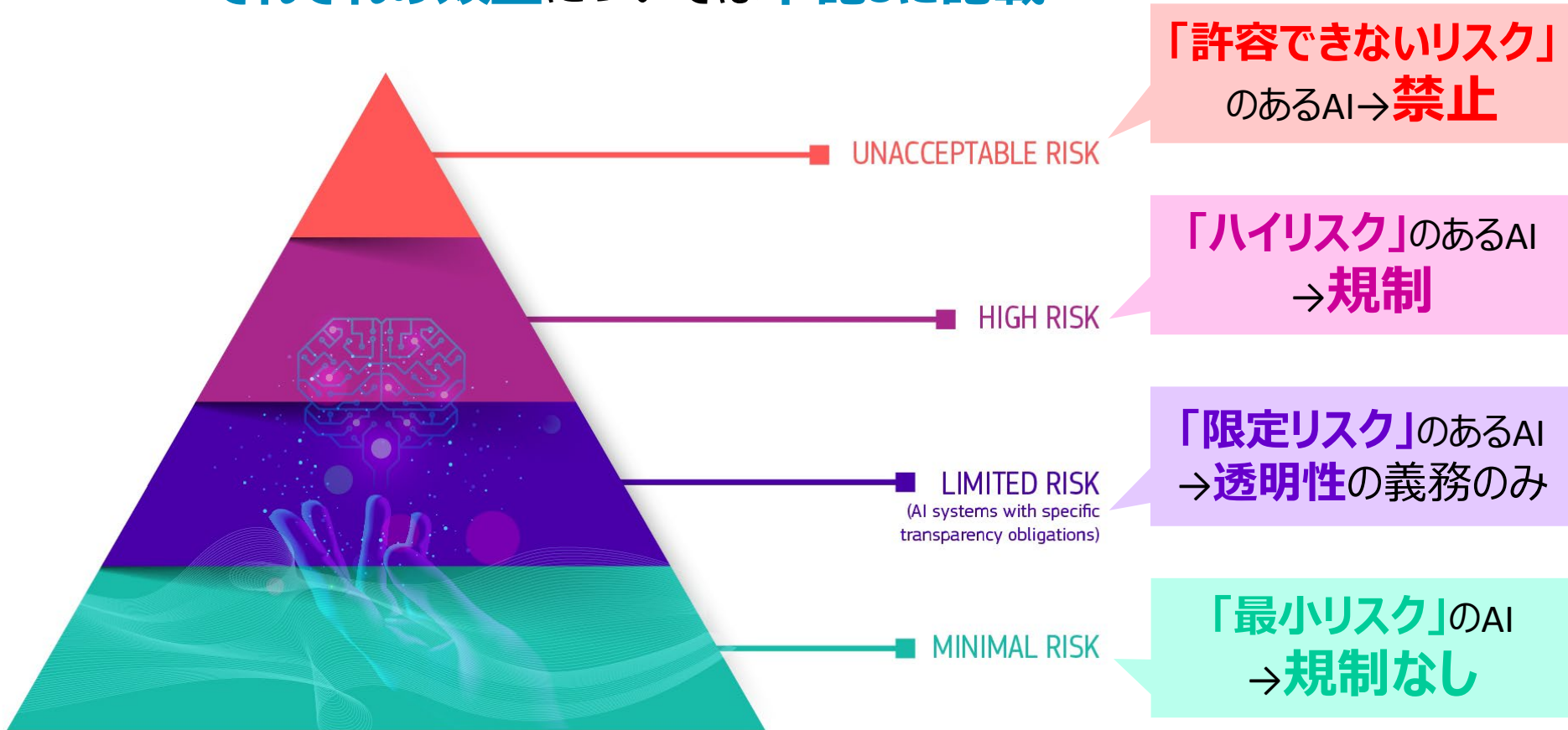
そのために

- **特徴**（ごく大まかに言えば）
  - ① **リスクベースアプローチ**を採用
  - ② **統一ルール**が幅広く**適用**される（**日本にも適用あり**）
  - ③ **遵守しない場合**の**リスク**が**大きい**

①を次のページと下記3で、②③を下記2で説明致します

# 最大の特徴：「リスクベースアプローチ」

- リスクに応じて、規制内容を変える
  - それぞれの**類型**については下記3に記載



(図の出典) <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/regulatory-framework-ai>



# 2.

---

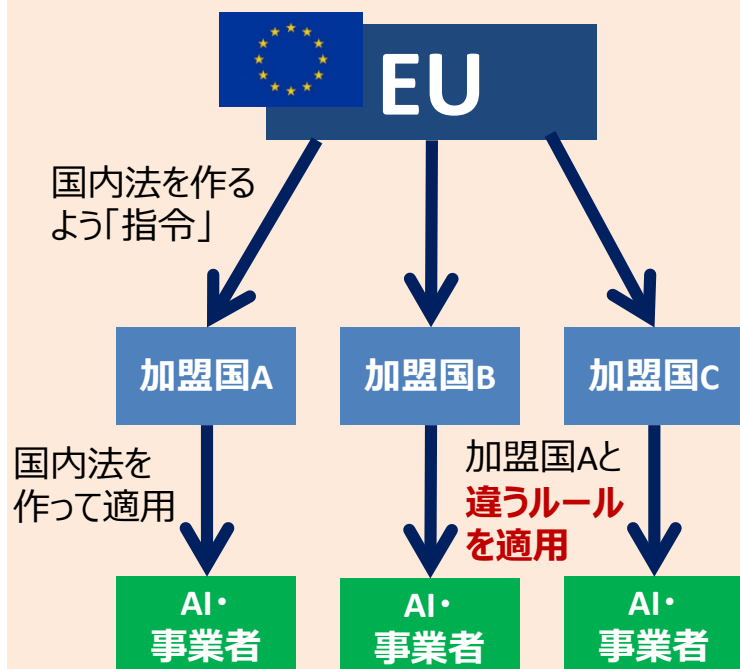
## AI規則案の幅広い適用と 違反した場合のリスクの大きさ

# 「規則」 (Regulation) → 統一ルール<sup>①</sup>の直接適用

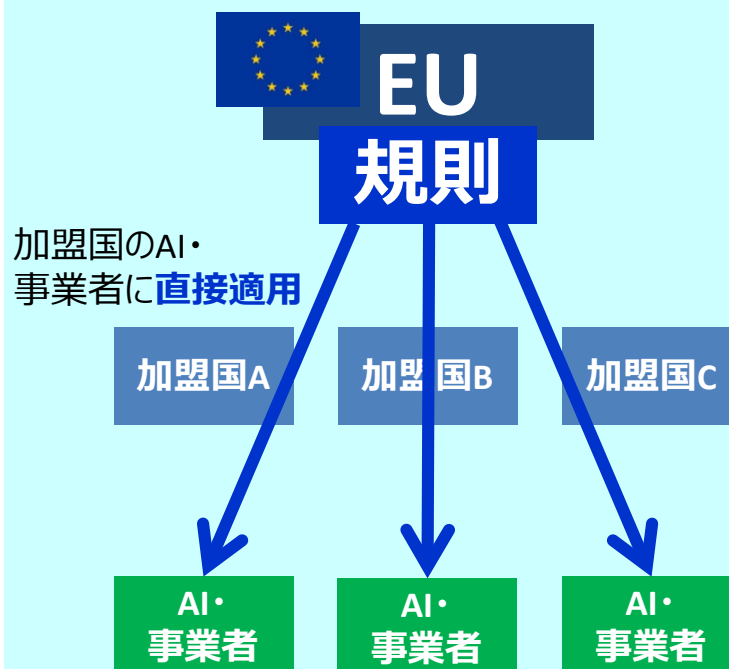
- AI規則案は「規則」 → 加盟国に統一ルールが直接適用される
  - 加盟国ごとに国内法化が必要 (※) となる「指令」 (directive) と異なり、EU全体で統一的なルールを作ることができる

(※) AI規則案でも加盟国ごとに国内ルールが必要な部分はあるが、加盟国が国内実施の措置を担う「指令」とは異なる

「指令」の場合：EU内でルールがバラバラ。  
EU市場でAIを流通させにくい



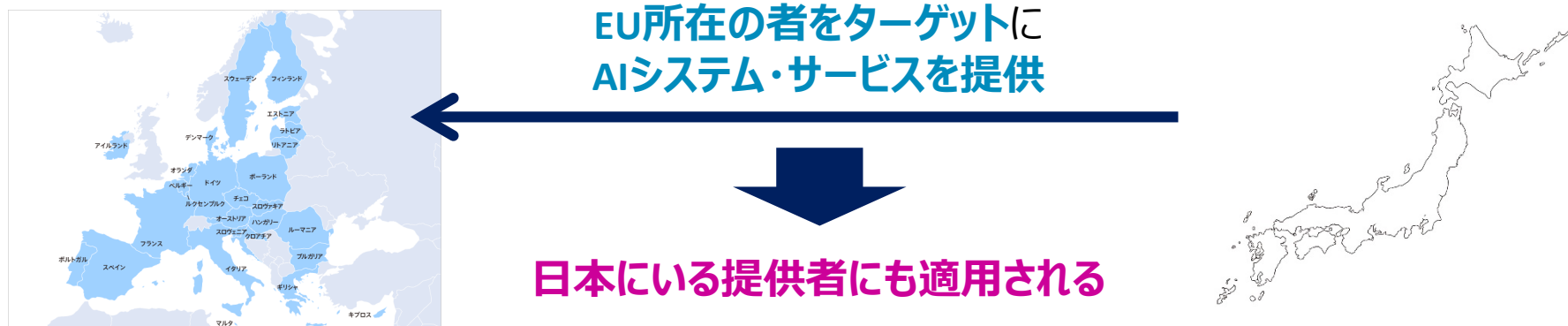
「規則」の場合：EU統一ルールが適用。  
市場でAIを流通させやすい



# 域外適用 → 日本にも適用される

- 大まかに言えば、**EU所在の者をターゲットにAIシステム・サービスを提供すれば日本にも適用される**（2条1項(a)号※）

（※）正確には、EUにおいてAIシステムを市場に置き又はサービスを提供した提供者（など）に適用される。



- AIの**アウトプットのみ**が**EUで利用**される場合にも**適用される**（同項(c)号、前文(11)項）。例えば
  - ① **EU域内の事業者**が、**EU域外のAI事業者と契約**をして**AIシステムのアウトプットを提供させる**場合であって、
  - ② その**アウトプット**が**EU域内の自然人に影響する**場合



# 適用対象となる「AIシステム」

- 次の**二つの要件を満たすもの**（3条1項）
  1. **付属書の技法及びアプローチ**で開発された**ソフトウェア**
    - 「ディープラーニングを含む様々な方法を用いた.....**機械学習によるアプローチ**」
    - 「知識表現、帰納（論理）プログラミング.....を含む**論理ベース及び知識ベースのアプローチ**」
    - 「**統計的アプローチ**」など
  2. **人間が定めた一定の一連の目的**のために、当該ソフトウェアが相互作用する環境に影響を与える**コンテンツ、予測、推奨又は決定などのアウトプットを生成**することができるもの



- **かなり範囲が広い。ソフトウェアの利用が  
思わぬところで適用対象とならないかどうか注意が必要**

# 違反した場合のリスクが大きい

- 違反すると**巨額の制裁金**が課され得る
  - **最大で3,000万ユーロ（約40億円）**か**全世界売上高の6%**のうち**どちらか高い金額**（71条）
- 違反すると**EUでビジネスができなくなるおそれ**もある
  - 一定の違反や、基本権にリスクが生じ得る場合などに、適切な対応をしないと、**AIシステムの市場からの取下げ**や**リコール**などの**是正措置**を**公的な機関から義務付けられる可能性がある**（65～68条）



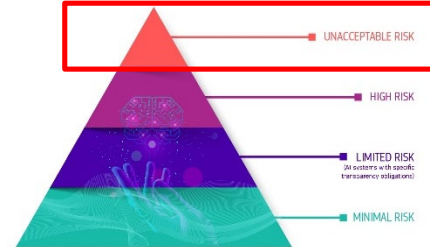
3.

---

# リスクに応じた規制の概要



# 許容できないリスクのあるAIシステム



## • 四つの類型 (5条1項)

### サブリミナルな技法

精神的・身体的な害を生じさせる態様で**対象者などの行動を実質的に歪める**ため、対象者の意識を超えた**サブリミナルな技法**を展開

### 脆弱性を利用

精神的・身体的な害を生じさせる態様で年齢・障害などによるグループ（子ども、障害者など）の**脆弱性を利用**

### 公的機関のソーシャルスコアリング

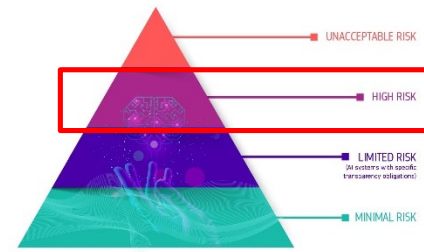
自然人の信頼性評価や分類のため**公的機関がソーシャルスコア**を使い、自然人に**害や不利な取扱い**などが発生

法執行を目的とした**公にアクセスできる場所**における「リアルタイム」**遠隔生体識別システム**（例外を除く）



# 禁止

# ハイリスクAIとは



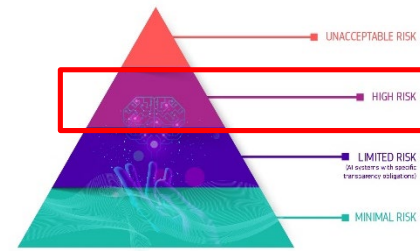
- **付属書II型**（下記）・**III型**（次頁）に該当するAIシステムは**ハイリスク**（6条1項・2項）

– **付属書II型（安全型）**：  
**次の二つの要件**を満たすもの

- 付属書IIの法令の対象製品の**セーフティコンポーネント**としての使用が意図されているか、それ自体が**付属書IIの法令の対象**となる
  - 機械、玩具、娯楽用船舶、昇降機、医療機器などの法令
- 同法令によって**第三者による適合性評価が必要**となる

➡ **規制がかかる**

（※）「付属書II型・III型」や「安全型・スタンドアロン型」は、筆者が便宜上そのように表現しているだけであり、EUの正式な表現ではない。



## – 付属書III型（スタンドアロン型）： 一定の分野＋一定の利用

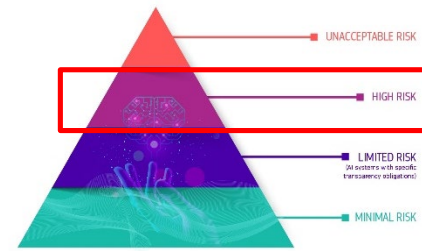
| 「一定の分野」                       | 「一定の利用」の例（あくまで例）                           |
|-------------------------------|--|
| 自然人の生体識別・分類                   | 民間企業による自然人の遠隔生体識別                          |
| 重要なインフラの管理・運営                 | 交通管理、電気水道ガスのセーフティコンポーネントとして使用              |
| 教育・職業訓練                       | 入学の決定、割当て、学生の評価、入試の評価                      |
| 雇用、労働者管理、自営業へのアクセス            | 面接での評価、昇進や労務契約終了の決定、パフォーマンスや行動のモニタリング・評価   |
| 重要な民間・公共のサービス及び給付へのアクセス及びその享受 | 公的扶助の給付やサービスを受ける自然人の適格性を評価、自然人のクレジットスコアを確立 |
| 法執行                           | ポリグラフとして使用、プロファイリングで犯罪・再犯予測                |
| 移民、難民等の庇護及び国境管理               | 難民等の庇護・査証・居住許可の申請の検討支援                     |
| 司法の運営及び民主的なプロセス               | 司法機関の事実・法律の調査や解釈、事実への法適用の支援                |

➡ **規制がかかる**

(※) 「付属書II型・III型」や「安全型・スタンドアロン型」は、筆者が便宜上そのように表現しているだけであり、EUの正式な表現ではない。



# ハイリスクAIの義務



## 付属書II型・III型の場合

### • ハイリスクAIシステムの要件 (第III編第2章)

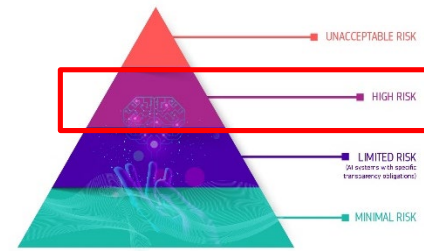
- リスクマネジメントシステム
- データとデータガバナンス
- 技術文書の要件
- 記録の保持
- 透明性・情報提供
- 人間による監視
- 正確性、頑健性及びサイバーセキュリティ

### • 提供者等の義務 (第III編第3章)

- 品質管理システム
- 適合性評価を受ける義務
- 自動生成ログの維持義務
- 是正措置・情報提供義務
- EU代理人選任義務 など
- 販売者、輸入者、利用者その他の第三者にも一定の義務あり

(※) 「付属書II型・III型」や「安全型・スタンドアロン型」は、筆者が便宜上そのように表現しているだけであり、EUの正式な表現ではない。

# ハイリスクAIの義務



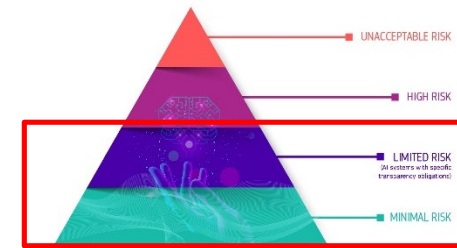
## ハイリスクAIの適合性評価

- 提供者は**事前に適合性評価手続**を経なければならない（19条）
- **原則**として**自社で評価**すればよい（43条1項1号(a)、2項）
  - しかも**整合規格・共通仕様を守れば要件遵守が推定される**（40条、41条）
- **例外**として、次の場合には**第三者評価**が必要
  - **付属書II型（安全型）**の場合（43条3項。**付属書IIの法令**に基づく**第三者評価**）
  - **自然人の生体識別・分類AI**が**整合規格・共通仕様を守っていない**場合（43条1項第2段落）
- 要件遵守が証明された場合、提供者は、**EU適合宣言書**を作成し、また、適合性の**CEマーキング**を付す（19条、48条、49条）

## 付属書III型のデータベース登録義務など、他にも義務がある

(※) 「付属書II型・III型」や「安全型・スタンドアロン型」は、筆者が便宜上そのように表現しているだけであり、EUの正式な表現ではない。

# 限定リスク・最小リスクAIについて



- **限定リスクAIの透明性の義務**（52条）。例として：

## チャットボット

（など自然人と相互作用するAI）  
→ AIシステムと相互作用していると**自然人に知らせる義務**

**ディープフェイク**の場合  
→ コンテンツが**人工的に生成・操作されたものであることを明らかにする義務**

- **行動規範の奨励**（69条）

- 上記「**ハイリスクAIシステムの要件**」（第III編第2章）を、限定・最小リスクAIシステムにも**任意に適用することを促す**
- AIシステムの**提供者やその団体が作る**ことが想定されている。**利用者・ステークホルダーやその団体が参加して作るケースもあり得る**と想定されている



The background is a vibrant blue with a complex, abstract pattern of overlapping, flowing lines that create a sense of movement and depth. The lines vary in thickness and opacity, creating a layered effect.

4.

---

# イノベーション支援

# — 以下の手段で、イノベーション支援を図る —

- AIの**規制のサンドボックス制度**
  - 革新的なAIシステムが市場に置かれる前に、限定的な期間、**開発・試験・検証を促進するための制御された環境**を提供
  - **他の目的で適法に収集された個人データを、サンドボックス内の一定のAIのために利用**することを、**制限付きで認める**
  - **小規模提供者等に、サンドボックスへの優先アクセス**
- 具体的な**意識向上のための活動**
- **小規模提供者等**の問合せに応じる**専用チャネル**の設置など



The background is a vibrant blue with a complex, abstract pattern of overlapping, flowing lines that create a sense of movement and depth. The lines vary in thickness and opacity, creating a layered effect. The overall color palette is a range of blues, from deep navy to bright cyan.

5.

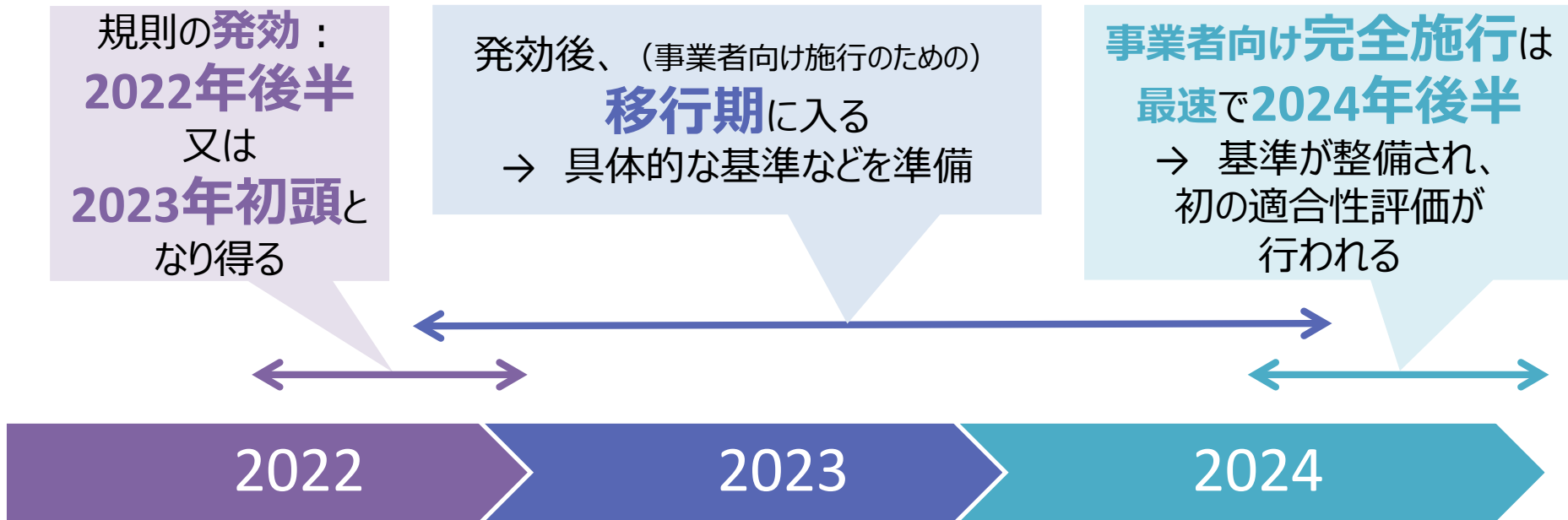
---

# 施行スケジュール



# 施行スケジュール

- 欧州委員会は、以下のスケジュールを目指している



- 実際には少し遅くなるかもしれない。しかし、何年も遅れるとは見込まれない（発効は2023年？）

(欧州委員会が目指すスケジュールの出典)

<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/regulatory-framework-ai> のNext steps欄

6.

---

EU・欧州のその他の動き、  
米国の動き、  
日本への示唆

# AI規則案の現状

- AI規則案の現状

- 欧州議会・EU理事会がそれぞれ検討中

- 2022年10月12日現在公表されている修正案は、欧州議会の法務委員会とEU理事会がそれぞれ9月に公表したものが最新

- 三者対話（trilogue）に入るよりも前の段階

- 論点の例

- AIシステムの定義

- 適用除外

- 許容されないAIの範囲

- ハイリスクAIの義務 など

# — AI規則案は、実はビジネスに有利な面がある —

- **原案の以下の点**は**ビジネスに有利**と考えられる  
(もちろん、**今後の修正で変更されるかどうか**の**注視は必要**だが)
  - **加盟国ごとの対応**をしなくてよい
  - 各リスクのあるAIごとに見ても、
    - **許容されないAIの範囲**がそれほど**広くない**
    - **ハイリスクAI**のルールには**標準化などの議論**が取り込まれそう。  
しかも、ハイリスクAIの**適合性評価**は**原則自社**でできる
    - **限定リスクAI**というだけであれば**規制はほとんどかからない**
      - たとえばディープフェイクの悪用問題にも強い規制を課していない
  - **イノベーション支援策**が盛り込まれている



- 企業は、**自社にとっての有利・不利を見極める**ことが大切
  - **ハイリスクAIの基準などの整備**に加わるほうが得か？



# EU・欧州の他の動き（例）

- **ソフトロー**の動きの例
  - **信頼できるAIのための倫理ガイドライン**と、それに基づく**企業の自主的な対応**
- **ハードロー**の動きの例
  - **EUのAI民事責任指令（AILD）案**
    - 2022年9月28日、欧州委員会、「人工知能の**非契約民事責任ルール**を採択する指令の提案」を公表
  - **欧州評議会**の**AI条約構想**
  - **AIの利活用**に対する**GDPR**の適用 など

# 米国の動き（例）

- **EUとの連携**
  - 貿易技術評議会（TTC）
- **ソフトローの動きの例**
  - NISTのAIリスクマネジメントフレームワーク（現在はドラフト段階）
  - OSTPの「AI権利章典の青写真」
    - ソフトローでありつつ、ハードローを視野に入れて企業に対応を促している
- **ハードローの動きの例**
  - **連邦議会提出法案**
    - 特にアメリカのデータプライバシー及び保護法（ADPPA）案、アルゴリズムアカウントビリティ法案
  - **既存の連邦法**
    - FTC法、労働法（EEOC公表物）、金融法（Fintech、ロボアドバイザー）など
  - **州法・自治体の法律**
  - **訴訟事例**

# 欧米の動きをみると

- ソフトローとハードローの**組合せで対応**している。なぜ？



- ① **ハードローだけの対応**は（適切か否か以前に）**できない**
  - 既存の現行法を全てAI法に置き換えることなど現状できるわけがない
- ② **ソフトローだけ**で進めることも**できない**
  - 「ソフトローだけ」= **規制がない状態、ではない**
  - 「ソフトローだけ」= **既存の現行法が足枷**になる状態
    - 民法も刑法も業法もその他の法律も適用される
    - それら既存の現行法のほとんどは、AIの出現を想定していない
    - レベル4の自動運転のためには道交法改正が必要だった。同様の法改正や解釈の明確化が必要な論点が、未だ手つかずのまま多く残されている
- ③ **現行法がAIにも適用**される → **欧米の行政はそのことを意識し、現行法がAIにどう適用されるかを検討・公表**している

# 民主主義国の動きとして

- ソフトローとハードローの**組合せに収斂**する可能性が高い
  - 各国・各法域の**違い**は、単に**規制手法の違い**にすぎない
  - 法の背景をなす**基本的な理念**は既に**各国で共有**されている
  - **米欧**はTTCなどで**連携**。行政も**ディスカッション**を深めている



# 日本（の企業）への示唆

- 国内外のAIハードロー・ソフトローについて、タイムリーに情報を追いつつ、自社ビジネスにどう関わるかを先入観なく評価することが大切
  - 自社に有利に活用できるのではないか
  - 不利な面や違法・炎上等のリスクがあるとしたらどのように対策できるのか



- EUのAI規則案についても、上記のように自社ビジネスへの影響を評価することが大切
  - 日本の企業に一律に有利又は不利ということではない
  - 個社ごとに、有利不利や対応が必要な点の検討が必要

# 日本（の企業）への示唆

- ソフトローとハードローは、二者択一ではない
  - 実際、欧米はAIについてソフトローとハードローを併用している
  - ソフトローとハードローは、両方必要
    - ソフトローに対応したガバナンスがあつてこそ、ビジネスへの信頼を得られる
    - ハードロー（の明確化）をしなければビジネスが後で違法とされるリスク
- 「AIに関し法律ができる」と現行法よりも規制が上乗せされるからソフトローがよい」は、誤解である場合が多々ある
  - ハードロー＝現行法の改正をしないとできないAIビジネスが多い
  - 今でもできるAIビジネスでも、法律を変えればやりやすくなり得る

# 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

パートナー 弁護士・ニューヨーク州弁護士  
(第二東京弁護士会所属)

大阪大学招へい教授 (社会技術共創研究センター)

## 三部 裕幸

電話 (直通) : 03-5501-2276

Email: hiroyuki.sanbe@aplaw.jp

本資料、及び本資料を用いて私が述べた事項は、私が所属する法律事務所、又は私や当該法律事務所が所属・活動する団体等における見解を述べたものではありません。

Eightでの名刺交換用QRコード

